

## 公立大学法人広島市立大学の規程に関する規程

平成22年4月1日

規程第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する広島市立大学（以下「大学」という。）における規程（以下「法人規程」という。）の種類並びに法人規程の制定及び改廃（以下「制定等」という。）の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 法人規程の種類は、次のとおりとする。

- (1) 規則
- (2) 学則
- (3) 規程
- (4) 細則
- (5) 要綱

(規則)

第3条 規則は、法人の運営に係る重要事項について、経営協議会又は教育研究評議会の議を経るとともに、理事会の議を経て、理事長が定めるものとする。

(学則)

第4条 学則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条に規定する事項について、経営協議会又は教育研究評議会の議を経て、学長が定めるものとする。

(規程)

第5条 規程は、法令、公立大学法人広島市立大学定款、公立大学法人広島市立大学業務方法書又は規則若しくは学則の規定に基づき委任された事項並びに法人及び大学の運営又は教育研究に係る基本的事項について、経営協議会又は教育研究評議会の議を経るとともに、理事会の議を経て、理事長が定めるもの又は理事長選考会議（以下「選考会議」という。）に諮って、選考会議の議長が定めるものとする。

(細則)

第6条 細則は、規則、学則又は規程を実施するため、その細目的事項について、理事長又は学長が定めるものとする。

(要綱)

第7条 要綱は、事務処理上必要な事項について、理事長又は学長が定めるものとする。

(公布)

第8条 法人規程(細則及び要綱を除く。)の制定等を行った場合には、法人のホームページに掲載してこれを公布する。

(施行期日)

第9条 法人規程は、当該法人規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(法人規程に係る手続等に関する経過措置)

2 この規程の施行前に、平成22年4月1日から施行する内容に関し審議し、議決された法人規程に関する手続等は、この規程に規定する手続等によりなされたものとみなす。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。